

米代金の安定化のために長期複数年契約(5年間)の 買取契約が始まります！

日頃より当ＪＡ事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

米を取り巻く情勢は、昨年の秋より米価（相対取引価格）高騰により市場の需要が高まっている一方、流通段階を含め米が滞留しているとの情報があります。ＪＡでは農家組合員の皆様からお預かりした大切なお米の有利販売に努めており、現在は在庫が逼迫している状況となっております。そのため、これまでの共同計算方式による出荷契約と合わせて、今年は買取販売に力を入れるとともに、最低保証価格を設定し、５年間にわたり安定買入を計画しております。

買取契約に関しましては、決まった数量を販売価格を定めて取引することから、長期（５年間）に亘り安定した営農が行える一方、契約が履行されなければ需要者に対する違約金が生じることもあります。当ＪＡでは、全農いばらき県本部を中心に、お得意様への地域流通販売、ＪＡ精米ブランド販売や直売所販売などを通じて当該年産米の早期販売を目指し、農家組合員の皆様の所得確保へ尽力させていただきます。

《長期複数年契約栽培の概要》

- ・契約時期 ５年間（複数年）令和７年産～令和１１年産まで
- ・価格設定 ①最低保証価格
② 当年産変動額
※ 原則①＋②の価格となります。②の当年産変動額については、銘柄毎に加算となり、生産年の９月末までに決定し、最低保証価格と合わせてお支払いします。
- ・買取銘柄 コシヒカリ・にじのきらめき・ふくまる・あきたこまち
- ・注意事項 契約期間中における契約数量・品種の変更はできません。なお、契約については今年度限りとなり、５月末日を期限といたします。
買取銘柄については契約数量の上限はありません。
- ・違約措置 契約数量に対して出荷数量が満たない場合においては、違約金＋賠償請求が発生します。
違約金については５,０００円／６０Ｋｇ

お問い合わせは最寄りの営農経済センターへお願いいたします。

ひたちなか営農経済センター 電話：０２９－２２９－１１２６

笠間営農経済センター

電話：０２９６－７４－４７００

大宮営農経済センター

電話：０２９５－５２－４５１０

大子営農経済センター 電話：０２９５－７２－１１９１

太田営農経済センター 電話：０２９４－８５－０１３９

高萩営農経済センター 電話：０２９３－２３－６７４８